

令和 6 年度

松島町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

松島町監査委員



松島監査第13号
令和7年8月8日

松島町長 櫻井公一 殿

松島町監査委員 丹野和男
同 後藤良郎

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により
審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの
算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和6年度決算に基づく松島町健全化審査意見

第1. 審査の概要

今回の審査は、提出された健全化判断比率に関し、計算が正確であるか又はその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定基礎となる事項を記載した書類との照合及び説明聴取等の方法により実施した。

第2. 審査の日程等

①審査日 令和7年7月28日

②場 所 監査委員室

第3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

健全化判断比率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	15.00%
②連結実質赤字比率	—	—	—	20.00%
③実質公債費比率	6.8%	7.5%	7.6%	25.00%
④将来負担比率	—	—	6.7%	350.00%

(注) ①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は赤字額がないので「—」と表示した。

(2) 個別意見

- ①実質赤字比率は、一般会計等実質収支額が黒字であり実質赤字額が発生していないため、早期健全化基準の15%を下回っている。
- ②連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり連結実質赤字額が発生していないため、早期健全化基準の20%を下回っている。
- ③実質公債費比率は、令和4年度から令和6年度までの3か年平均で7.6%となり、前年度比で0.1ポイント増加しているが、早期健全化基準の25%を下回っている。
- ④将来負担比率は、将来負担額に充当する財源等が下回ったため6.7%となったが、早期健全化基準の350%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度決算に基づく松島町資金不足比率審査意見

第1. 審査の概要

今回の審査は、提出された各会計の資金不足比率に関し、計算が正確であるか又はその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定基礎となる事項を記載した書類との照合及び説明聴取等の方法により実施した。

第2. 審査の日程等

①審査日 令和7年7月28日

②場 所 監査委員室

第3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、各会計の不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されているものと認める。

資金不足比率の表

会計名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	経営健全化基準
①水道事業	—	—	—	20.00%
②下水道事業	—	—	—	
③観瀾亭等	—	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。

(2) 個別意見

①水道事業会計（地方公営企業法適用）の資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されないため経営健全化基準の20%を下回っている。

②下水道事業会計（地方公営企業法適用）の資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されないため経営健全化基準の20%を下回っている。

③観瀾亭等特別会計（地方公営企業法非適用）の資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されないため経営健全化基準の20%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。